

入会金及び会費の額に関する規定

(入会金及び会費の額)

第1条 入会金及び会費の金額を会員の種別に応じて以下のように定める。

(1) 正会員

入会金 5,000 円

年会費 5,000 円

ただし、7月以降に入会する者は、500円に入会月から年度末までの月数を乗じた額とする。

(2) 準会員

入会金 2,000 円

年会費 なし

(3) 賛助団体会員

入会金 なし

年会費 なし

(準会員への登録替え)

第2条 正会員に登録した者が準会員に登録替えを行う場合は、定款第12条の規定を準用し、既納の入会金及び年会費は返還しないものとする。

(正会員への登録替え)

第3条 準会員に登録した者が正会員に登録替えを行う場合は、入会金の差額と年会費を負担するものとする。

(入会金の免除)

第4条 正会員の場合、同居家族会員または同一法人会員の入会に際しては、入会金を免除するものとする。

(入会金及び会費の支払い方法)

第5条 入会金及び会費は、文書またはE-メールによる請求が到達次第、遅滞なく以下の銀行口座への振込によって納入するかまたは事務局へ持参して支払うものとする。

八十二銀行屋代支店 普通預金 口座番号 498342

特定非営利活動法人エリアネット更埴 理事長 中澤聖子

(年会費の請求時期)

第6条 正会員に対する年会費の支払請求は、毎年通常総会終了後2週間以内に行うものとする。

附 則

1 この規定は平成18年12月1日から施行する。

2 従前のサポートサービス会員に登録した者は、準会員に登録したものとみなす。